

事務連絡
平成23年5月10日

全国美術館会議 事務局担当者 殿

文化庁長官官房政策課
国家補償担当

美術品政府補償制度の説明会について(お知らせ)

文化庁では、「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」が成立したことを受け、今年度より美術品損害の政府補償制度を実施し、展覧会の開催を支援してまいります。つきましては、展覧会の主催者等に対する説明会を開催し、制度の内容、申請方法等をご説明させていただきます。ご出席希望の方は、事前にお申し込みの上、ご来場ください。

日時場所：

- 【第1回：東京】 平成23年6月 3日(金) 14時～16時
文部科学省
- 【第2回：東京】 平成23年6月 6日(月) 14時～16時
文部科学省
- 【第3回：名古屋】 平成23年6月 9日(木) 14時～16時
愛知芸術文化センター
- 【第4回：神戸】 平成23年6月10日(金) 13時～15時
兵庫県立美術館
- 【第5回：広島】 平成23年6月16日(木) 14時～16時
広島県立美術館
- 【第6回：福岡】 平成23年6月17日(金) 10時～12時
福岡市美術館
- 【第7回：青森】 平成23年6月21日(火) 14時～16時
青森県立美術館

※内容は、各回同一です。

※会議室名・アクセスについては文化庁ホームページをご参照ください。

対象者：

主として、①から④のいずれかに該当する方を対象とします。

- ① 美術館・博物館の関係者
- ② 展覧会企画運営団体の関係者(マスコミ・企画会社等)
- ③ 地方公共団体の文化担当部局関係者(博物館・登録博物館等)
- ④ 損害保険会社担当者

なお、本事業の対象となる展覧会は、評価額総額が50億円を超える大規模展覧会です。

申込み方法：

文化庁ホームページをご参照の上、メールにて事前にお申し込みください。

その他：

今回の説明会は、各美術館に会場提供のご協力をいただきました。
愛知県美術館、兵庫県立美術館、広島県立美術館、福岡市美術館、青森県立美術館
(開催順)

問い合わせ：

文化庁長官官房政策課国家補償担当
〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番2号
TEL 03-5253-4111(内線3168)